

# 中小企業資金融資のご案内

## 融資をうけるために

- ・ 日頃より事業の経営状況を数字でつかんでおくようにしましょう。
- ・ 平素より、金融機関とのつながりをもち信用と信頼を築きましょう。
- ・ 資金を借り入れるにあたり、事業の実態から見て必要最低限度の額としましょう。
- ・ 条件どおり確実に返済しましょう。
- ・ 常に創意工夫をして、将来性のある事業計画を立てましょう。

## 融資の対象外業種

融資の申し込みの対象外業種は、次の業種です。

- ・ 農林漁業（鶏卵ふ化業は対象）
- ・ 風俗営業飲食業（食事の提供を主目的とするものは、飲食店として対象）
- ・ 金融、保険業（損害保険代理業及び保険サービス業の一部対象）
- ・ その他

※融資対象業種であっても許認可等が必要な業種にあつては、許認可等を受けていないときは融資の対象外となります。

## 資金使途

事業経営に必要な次の資金に限られ、生活消費資金のような非生産的なもの、あるいは経営に関連のないものに使用される資金は、該当しません。

- ・ 運転資金とは、原材料・商品仕入資金、外注先支払資金、給与・賃金の支払資金、経営営業諸経費の支払資金、支払手形、買掛金の決算資金 など概ね年収の4分の1程度です。
- ・ 設備資金とは、設備の新增設資金、改良・改修等の資金、機械・備品購入資金、営業車輛購入資金※ など

※営業車輛購入資金

原則として、商用車（標章番号4ナンバー）などの購入資金が対象です。

※次の資金については、目的外のため申し込みはできません。

- ①土地取得代金
- ②住宅資金
- ③乗用車
- ④必要な許認可等を受けていない設備資金
- ⑤借入金の返済資金
- ⑥融資申込み者以外が使用する設備資金（賃貸業）
- ⑦税金支払のための資金 など

## 保証人の資格

保証人は、次の要件を全て備えている方が対象となります。

- ・ 債務を保証し得る能力がある方。
- ・ 信用保証協会の代位弁済による債務のない方及び連帯保証人でない方。
- ・ 市税（市外の方については、住所地の市区町税）を完納している方。

## 申し込みから実行まで

### ① 事前相談

各融資制度の申し込み前に、融資の借入先となる取扱金融機関と融資条件等について事前相談していただくようお願いします。

### ② 融資申込み

別表の必要書類を添えて商工課の窓口で申込みします。

必要書類は、商工課窓口のほか、市HPからも取得できます。

### ③ 市の審査

市は、保証枠の確認や提出書類、事業内容などの審査及び現地調査を行います。

### ④ 融資依頼の適否

申込内容が適当と認められたときは、申込者に「融資決定通知書」と提出いただいた申込書類を市の窓口でお渡しします。

### ⑤ 金融機関への手続き

指定金融機関へ申込書類を添えて申込手続きをします。

### ⑥ 融資の決定

金融機関と埼玉県保証協会において審査をし、融資の可否を決定します。審査の結果、融資が行われない可能性もありますのでご注意ください。

### ⑦ 融資の実行

融資が適当と認められたときは、埼玉県保証協会の保証を付して融資が実行されます。設備資金をご利用の場合は、設置後速やかに設備完了報告書を提出してください。

## 取扱金融機関

埼玉りそな銀行吉川支店、青木信用金庫吉川支店、栃木銀行吉川支店、亀有信用金庫吉川支店、城北信用金庫吉川支店、武蔵野銀行吉川支店

制度名	融資対象	用途	貸付限度額	返済期間及び方法	利率・保証料	保証人の有無・資格	担保	取扱金融機関	利子補給
特別小口資金	① 個人…市内及び近隣市町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、春日部市、松伏町)に事業所を有し、市内に引き続き1年以上居住している者で、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者。 ② 法人…市内に本店又は支店登記があり、設立登記後1年以上経過し、同一事業を1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者で市税を完納していること。 ④ 小規模事業者(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下、その他20人以下)であること。 ⑤ 市民税の所得割(法人は法人割)に課税があり、かつ完納している者。 ⑥ 許認可等を要する業種にあつては、許認可等を取得していること。 ⑦ 埼玉県保証協会の保証が得られること。	運転資金 設備資金	1,250万円 貸付限度額の範囲内で3回まで融資を受けることができる。	運転資金 10年以内 設備資金 12年以内 ※据置き1年以内 割賦払い	利率 年1.8% 保証料 年0.8%	必要なし	必要なし	埼玉県保証協会の保証が得られること。	融資利用者の貸付利息を軽減するため、融資期間中その年に払った
小口資金	中小企業者で、上記④⑤を除くすべて			運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 ※据置き1年以内 割賦払い	利率 年1.8% 保証料 年0.45%~ 1.59%	個人 原則として必要なし 法人 保証協会の定めによる	必要なし	埼玉県保証協会の保証が得られること。	利子の30%以内を1年毎に利子補給をしま
経営合理化資金	中小企業者で、上記④⑤を除くすべて(ただし、①については市内に事業所を有すること。)	運転資金 設備資金	2,000万円 3,000万円	運転資金 8年以内 据置き6月以内 割賦払い 設備資金 10年以内 据置き1年以内 割賦払い	利率 年2.3%	個人 原則として必要なし 法人 保証協会の定めによる	必要に応じ物的担保を請求する場合があります	埼玉県保証協会の保証が得られること。	*ただし、平成23年1月1日から当面の間は50%とします。
共同事業化資金	① 組合…市内に組合本部を有し、法律に基づいて設立され、組合員の3分の2以上が市内の中小企業者で、組合員全員の連帯保証があること。 ② 組合員全員の業務内容が堅実であつて、経済的諸条件から見て事業の将来性が認められること。 ③ 組合員の中小企業者の納税義務者は市区町村民税を完納していること。 ④ 許認可等を要する業種にあつては、許認可等を取得していること。 ⑤ 埼玉県保証協会の保証が得られること。	運転資金 設備資金	1,500万円 2,500万円	運転資金 8年以内 据置き6月以内 割賦払い 設備資金 12年以内 据置き1年以内 割賦払い	保証料 年0.45%~ 1.59%	保証協会の定めによる	必要に応じ物的担保を請求する場合があります	埼玉県保証協会の保証が得られること。	平成23年1月1日から当面の間は50%とします。

【令和6年4月1日現在】

## 申込みにあたっての添付書類

添付書類	特別小口		小口		経営合理化		共同 事業化	摘要
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	組合	
融資申請書	○	○	○	○	○	○	○	指定書式
融資調査書	○	○	○	○	○	○	○	指定書式
住民票(代表者のみ)	○	—	○	—	○	—	—	市民課
確定申告書の写(3年分) 収支内訳書の写(3年分)	○	—	○	—	○	—	—	直近のもの
納税証明書	○	○	○	○	○	○	○	指定書式(収納課)
住民税課税証明書(2年分)	○	—	○	—	○	—	—	課税課
事業税納税証明書	—	○	—	○	—	○	○	越谷県税事務所
決算書の写(3期分)	—	○	—	○	—	○	○	今期、前期、前々期
試算表	—	○	—	○	—	○	○	決算後6月以上経過している場合
登記簿履歴事項全部証明書	—	○	—	○	—	○	○	法務局
許可・認可・登録の写	○	○	○	○	○	○	○	許可等が必要な業種
※見積書・カタログ	○	○	○	○	○	○	○	設備資金のみ
同意書(個人情報提供)	○	○	○	○	○	○	○	指定書式
経歴書	○	○	○	○	○	○	○	保証協会の利用が初めての方が対象

### 保証人

納税証明書	—	—	—	○	—	○	○	指定書式 住所地の市区町村
確定申告書の写(3年分) 収支内訳書の写(3年分)	—	—	—	○	—	○	○	直近のもの
住民税課税証明書(3年分)	—	—	—	○	—	○	○	直近のもの
同意書(個人情報提供)	—	—	—	○	—	○	○	
同意書(連帯保証人)	—	—	—	○	—	○	○	

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただくことがあります。

※申請は、随時受付です。

#### 注 確定申告書の写

白色申告の場合は、収支内訳書も含まれます。

青色申告の場合は、決算書も含まれます。

収支内訳書がない場合は、窓口でご相談ください。

# 吉 川 市

## 中小企業資金 融資のご案内

(令和6年4月改正)

吉川市 産業振興部 商工課

TEL 982-9697 (直通)